

## 緑化計画報告書記載要領

- ・ 尼崎市住環境整備条例の対象外であっても、以下の事業については、緑化計画報告書を提出して下さい。
  - ① 民間事業で、事業施行区域の面積が 1000 m<sup>2</sup>以上（用途地域が工業専用地域、商業地域及び近隣商業地域）。
  - ② 公共事業で、事業施行区域の面積が 1000 m<sup>2</sup>以上（用途地域が工業専用地域、商業地域及び近隣商業地域）、または、事業施行区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上（用途地域が上記以外）。
  - ③ 建築物設置を伴わない、かつ野積場、露天駐車場、鉄道敷等の空地の緑化で、事業施行区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上（全用途地域）。
  - ④ その他、市との協議の結果、緑化計画報告書の提出を求めたもの。
- ・ 植栽計画等は、緑化協定に準じて行ってください。
- ・ 提出部数は 2部 です（内 1部 は当課で受け付け処理後お返しします）。
- ・ 添付書類 付近見取図、緑化平面計画図、緑地求積図（平面計画図と緑地求積図は 1枚 にまとめてもかまいません）
- ・ 変更が生じた場合には、再度緑化計画報告書の提出をお願いします。
- ・ 現場での完成検査は行いませんが、緑地の植栽工事が完成次第、速やかに工事完了報告書を提出してください。工事完了報告書記載要領を確認し、作成してください。  
提出部数は 2部 です。